

出席停止となる感染症及び出席停止期間一覧

	疾病名	出席停止の期間	
第1種	<ul style="list-style-type: none"> ・エボラ出血熱 ・クリミア・コンゴ出血熱 ・痘そう ・南米出血熱 ・ペスト ・マールブルグ病 ・ラッサ熱 ・急性灰白髄炎 ・ジフテリア ・重症急性呼吸器症候群 (病原体がコロナウイルス属SARS コロナウイルスであるものに限る) ・鳥インフルエンザ (病原体がインフルエンザウイルス A属インフルエンザAウイルスで あってその血清亜型がH5N1である ものに限る) 	治癒するまで	
第2種	・インフルエンザ (鳥インフルエンザH5N1及び新型 インフルエンザ等感染症を除く)	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで	ただし、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるときは、この限りでない
	・百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで	
	・麻疹	解熱した後3日を経過するまで	
	・流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで	
	・風しん	発しんが消失するまで	
	・水痘	すべての発しんが痂皮化するまで	
	・咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで	
	・結核 髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで	
第3種			
第3種	<ul style="list-style-type: none"> ・コレラ ・細菌性赤痢 ・腸管出血性大腸菌感染症 ・腸チフス ・パラチフス ・流行性角結膜炎 ・急性出血性結膜炎 ・その他の感染症 	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで	